

公立学校共済組合 組合員の資格取得等の手続

教職員として採用された方は、地方公務員の社会保険制度(医療保険・年金給付)である公立学校共済組合に加入することになります。

加入にあたり、組合員の資格取得等手續が必要ですので、下記の提出書類を準備してください。

(1) 提出書類

《必須書類》

- ・組合員資格取得届書【一般組合員専用】<組合員・被扶養者申告書 申告区分No.1>（同封※1）
(引き続き他支部から転入された方は、「組合員異動報告書 <組合員・被扶養者申告書 申告区分No.2>転入」)
- ・組合員資格継続申出書（短期組合員→一般組合員）【一般組合員専用】
※組合員資格が引き続く場合は、<組合員・被扶養者申告書 申告区分No.8>（同封※1）
- ・年金加入期間等報告書 ※2（同封※1）
- ・人事異動通知書（辞令）の写し
- ・紀陽銀行の普通預金通帳（表紙の裏側）又はキャッシュカードの写し（支店名（支店コード）、口座番号が確認できること）公立学校共済組合和歌山支部等からの給付金等の送金口座を登録します。組合員資格取得届書に、紀陽銀行本・支店の窓口において銀行確認印を押印する場合は提出不要です。
- ・個人番号(マイナンバー)登録申請書 ※個人番号カードの写し又は個人番号通知書の写しを添付

《該当者のみ上記に加えて必要な書類》

- ・転入届書※1 … 過去に共済組合に加入したことがあり、直近の共済組合員期間が公立学校共済組合和歌山支部以外の場合（期間が引き続いている場合でも、提出してください。）
- ・他支部発行の組合員証等 … 上記の転入届書の提出が必要な方で、公立学校共済組合の他支部から1日も空けず和歌山支部に引き続く場合
- ・年金受給権者再就職届書 … 年金を受給している場合（遺族給付は除く。）
- ・公立学校共済組合発行の年金証書（原本）…公立学校共済組合からの老齢給付又は障害給付の受給者の場合

〈扶養している方がいる場合〉

- ・被扶養者認定申告書【一般組合員専用】<組合員・被扶養者申告書 申告区分No.5>（同封※1）
記入方法及び必要書類等詳細は、所属所の事務担当者にお尋ねください。
※扶養事実が生じた日から30日以内に届け出してください。
30日を過ぎると、所属所長が「被扶養者認定申告書」を受理した日からの認定となります。

※1 様式及び記入例は令和6年2月に公立学校共済組合和歌山支部HP「お知らせ」に掲載予定です。
「転入届書」用紙は同封していませんので、提出が必要な方は、当HPよりダウンロードしてください。

※2 年金制度の加入歴が分からない場合は、日本年金機構等に問い合わせてください。
1枚で記入できない場合は、複数枚に記入し、全てに署名願います。
「年金加入期間等報告書」と同内容が記載されているものであれば、別紙に記載されたものでもよいこととしますが、必ず、「年金加入期間等報告書」用紙に「別紙のとおり」と記載し、署名の上、その別紙を添付し提出願います。

(2) 手續の流れ

- 組合員の資格取得手續に必要な書類を準備する。
- 令和6年4月1日（月）～8日（月）に、所属所の共済事務担当者に書類を提出する。
- 所属所は、当該書類を公立学校共済組合和歌山支部に送付する。
- 公立学校共済組合和歌山支部において、当該書類受付・決裁後、「公立学校共済組合員証（認定された被扶養者：公立学校共済組合被扶養者証）」を所属所に送付し、組合員に交付する。

問い合わせ先

公立学校共済組合和歌山支部 給付班

☎073-499-7147

☎073-499-7146